

仕様書

1 業務名

北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に係るスポーツ施設の装飾制作及び装飾物設置・掲出業務

2 履行期間

契約締結の日から令和4年8月10日（水）まで

3 業務内容

北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致機運醸成を図るため、スポーツ施設の装飾に係る装飾物の制作・設置・掲出を行うもの。

(1) 掲出箇所ごと（89か所）の装飾デザイン制作

イメージデザインを基に作成。校正2回。

(2) 装飾物出力

仕様：インクジェット出力、塩ビ再剥離シート、UVカットラミネート加工

(3) 掲出場所と装飾物（掲出箇所）サイズ

掲出箇所は、デザイン制作前に、すべての施設について、事前に現地確認を行い、採寸及び障害物の有無を確認すること。

また、掲出箇所に柱や柵等の障害物がある場合は、掲出箇所にあわせて、分割して出力をすること。

なお、掲出場所と装飾物（掲出箇所）サイズは別表のとおり。

(4) 装飾物の設置・掲出

出力した装飾物について、別紙のとおり指定した箇所に設置・掲出すること。

装飾物の設置・掲出に当たっては、掲出箇所にあわせて足場を用意する必要があるため留意すること

また、掲出箇所が傷つかない接着方法とし、1年後に、はがすことを踏まえた接着方法とすること。

※ 掲出日時については、施設によっては営業時間外の設置となる場合もあることから、必ず事前に担当者と打合せを行うこと。

(5) 大倉山ジャンプ競技場については、8月5日（金）までに掲出作業を終えること。

4 特記事項

(1) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。本業務履行に当たり、本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

(3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) 本業務の進捗状況について、随時委託者に報告し、委託者の指示を受けるものとする。

- (5) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (6) 本業務においては、可能な限り環境負荷低減に努めること。

5 その他

この仕様に定める事項に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

6 連絡先

札幌市スポーツ局招致推進部調整課（札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 ORE 札幌ビル 9 階）
電話：011-211-3042 FAX：011-211-3048 担当：民部、及川

■掲出場所と装飾物（掲出箇所）概略寸法一覧

	掲出場所	場所	掲出箇所 概略寸法		枚数
			縦 (mm)	横 (mm)	
1	中央体育館	A	2300	10000	1
		B	2000	12000	1
2	北区体育館	A	1700	8400	1
		B	630	6700	1
3	東区体育館	A	1600	4700	1
		B	1600	5900	1
4	白石区体育館	A	1500	3800	1
		B	1500	3200	1
5	厚別区体育館	A	1100	2700	1
6	豊平区体育館	A	2100	1500	1
7	清田区体育館	A	2500	1200	1
		B	850	4200	1
8	南区体育館	A	2400	1300	1
		B	960	3200	1
9	手稲区体育館	A	2300	1000	1
		B	1200	4000	1
10	中島体育センター	A	2500	3500	1
		B	1500	7000	1
11	月寒体育館	A	2300	1700	1
12	星置スケート場	A	2000	1000	1
		B	1900	1600	1
13	どうぎんカーリングスタジアム	A	2300	1100	1
		B	2300	1200	1
14	大倉山ジャンプ競技場	1	800	3300	1
		2	1800	800	1
		3	2600	1200	1
		4	500	1200	30
		5	400	1600	30
15	札幌ドーム	1	1300	7400	1
		2	1300	7400	1
		3	2200	12000	1